

きぶのたもと

NO.107 月刊

第五輯 道徳 記念碑 第六号
昭和四十二年五月一日 発行 (非売品)
岡山県都窪郡吉備町東町三五字坂方町電四三七
吉備 親 光 協 会

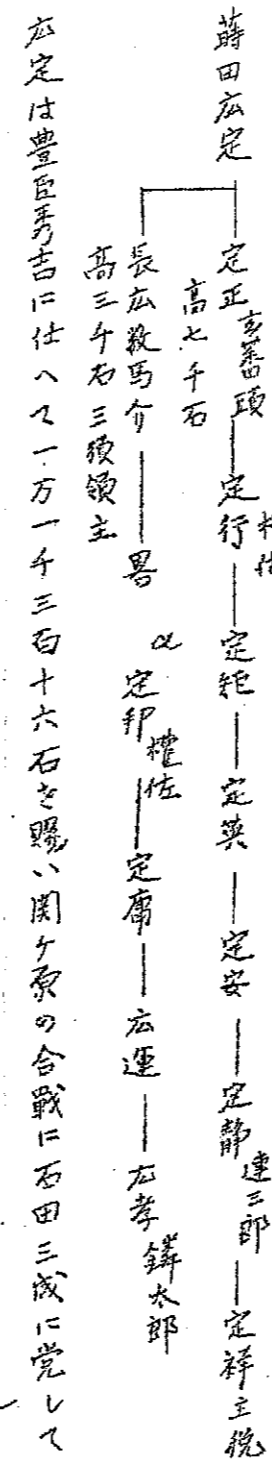
第100号アキ

○ 十二ヶ郷用水路修理について (オウニ)
賀陽郡(吉備郡)井尻野村新田養水路築定書

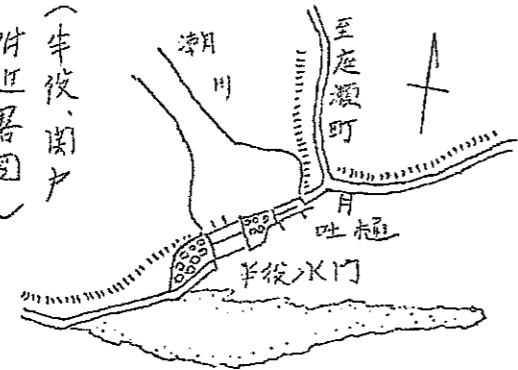
藩田敷馬介知行所(三領)

- | | | |
|--------------------|----------|----|
| 賀陽郡平野村 大庄屋 | 太田元四郎 ① | 相讓 |
| 戸川右近知行所都宇郡妹尾崎村 庄屋 | 龍沼興一郎 ② | 長冕 |
| 神原小源太知行所都宇郡津寺村 庄屋 | 多田幸四郎 | 不明 |
| 右藩田相模守領分賀陽郡井尻野村 庄屋 | 村木谷右工門 | 不明 |
| 吉備津社領賀陽郡宮内 扱人 | (善賢院) | ③ |
| 楊井文止助御代官所窪屋郡倉敷村扱人 | 植田武右工門 ④ | 成清 |
| 同村庄屋格扱人 | 小野丹右工門 ⑤ | 顕信 |
| 都宇郡上庄村庄屋 | 内田官藏 ⑥ | 乾清 |
| | 以上 | |

× (参考) 藩田氏畧系



敗北だが、後方浅野孝長によつて罪を謝し赦さる。本領一万石を備中園に移され寛永十三年に七千石を嫡子定正に、三千石を次子長広に分封して諸侯の列を脱したが、文久三年に在つて松孝に一万石を封額して再び諸侯に加わつた。瓜定は一代三十七年間、松孝は文久三年十一月二十四日分ち明治二年六月十二日まで一代七年間を終つた。



(半役、関戸 附近畧図)

平野村庄屋末田始 四郎所持の文政年 間の右図による。



○ 大橋の石碑

足守川に架けられたある橋川大橋の東詰に二基の石碑がある。

- 一、高さ30センチ横47センチ角の台石の上に高さ57センチ、一角8センチ五角形の基石を置く。表面に「水神」。台石の正面に「土佐屋祿吉、鳥羽屋重丘工、岡屋政吉 在 諸方」。右面に「文政三丙辰年仲春吉日建 立」と刻んでゐる。
- 二、銘にある土佐屋は姓を山野氏といひ、いまの 栗原洋服店の處に及せんべいの製造をしてい た菓子商であつたが子孫は神戸に住し当主を 靖夫といふ。祖母はいま下塩川の天理教分教 会に任んでゐる。(第四輯城址墓並芝場城址の 項参考)。鳥羽屋は姓を雜波といひ、いまの下塩川里殿理髮店の南隣りニ一畝地に

住し吳服高き嘗んでいた。当主貞一は一期吉備町を勤め、いまは岡山へ移つてゐる。岡屋は大橋の二番地に住してゐたが政吉の子信太郎の時代になつて下撫川一〇五番地（東町）に移り現在は当主翁一が家具の製作を經營してゐる。

水神といふは農民が四季のうち最も水の豊かであるようにと、田植時の水無月（みづな）に六月のことにお祭りする俗信である。

水の神はもともと河童（かま）を信仰することから起つた。河童の姿は頭に水のつたカヲを戴せて神通力を持つものである。これは水神の姿を人間に似させて祭りをする習慣が全国的に行われた。故に水神の祭りも次第に文化が華達するにつれて盛んになり、河童は神の座から下され、いまでは妖怪の類に数えられるようになった。水の最も必要な六月を水無月といつてゐるが、文字からみれば反対の水のない月といふことになる。これは（水の日）がみづなつきに訛り、後水無月の漢字をあてはめたといふ。これは馬場教授の説である。

○ 修堤碑

前記水神の石碑の傍にある。高さ一八六寸の自然石の大碑である。表面を平らに彫り丸に丸の碑文を刻んでゐる。

明治十九年六月十二日足守河修堤功了河萃源於賀陽郡前倉村經賀陽郡宇兩郡南注入海綿亘十里許其水平時僅及陸森濃一到汎溢滿勃流亡存舍荒壞田園其慘狀有不可言者蓋堤防卑弱之所致也郡長橋本貞固在任後遭此災者再回歎曰本郡膏野沃土民物殷阜独洪水之暴為深患不可不為之慮也奮然起修堤之議而此年民

德苦慮百計終謀之（賀陽郡窪屋）二郡長及各村戸長諸官前設郡宇二村賀陽七村窪屋二村聯合會試即決矣及郡宇即衛管理其工事築石堰土修治望宇之務林等嚴堤者悉艾陳之增修總五里一望壘廓改回觀焉用工三閱月費金壹萬四千円除地方費五千円止外皆係村費負擔也於是乎富之卑弱變為牢固生命財產賴以保安焉郡長奮勵之氣人民贊翼之力相須得到此其功也偉矣郡人感其事之久委埋藏將樹石録之來請余銘治

水之功澤如此豈不快於乎因不辭銘之 銘曰
手時揭勵 黑漲費卯 堤之不固 民之所憂 虞此危險 曰堤新修
芳澤長潤 河水悠々
千段高雅 篆
高津 暉 撰文
多田省一 書

岡山県知事正五位勲四等 同書記官 従六位 同属判任 六等官

倉敷 藤田市太郎刻之

裏面 郡宇研 林 葺夫 片山亮右エ門 平松朋治
窪屋郡 関係戸長 内田泰造 古谷龜脈治 澤田龍雄
賀陽郡 高尾仙作 太田始四郎 難波讓太郎
中西政愛 龍沼竹太郎

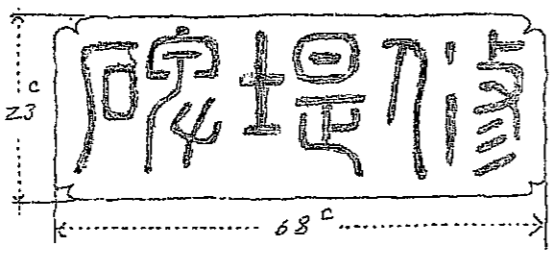
註 窪屋二村とは妹尾崎、高尾

郡宇廿二村とは下左 栗坂 松島 上東 下撫川 中撫川 大内田 生坂
西坂 三田 栗坂 子位庄 淡原 山地 二子 西尾 日畑
佐部 西栗坂 徳芳 島羽 中庄
賀陽七村とは近友 平野 束花尻 西花尻 庭瀬 川入 虞金

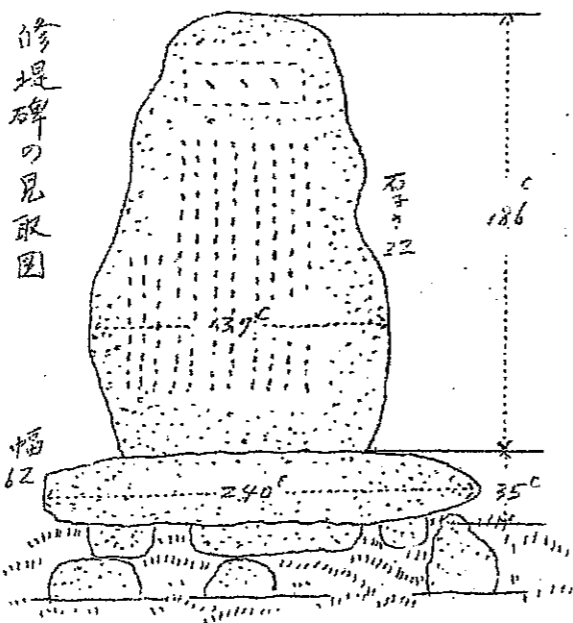
明治十九年六月十二日足守川の堤防改修工事が終了した。足守川は源と賀陽郡間倉村（足守川）から出て流北、賀陽、都守（吉備と都窪郡）両府を経て海へ注ぐ、遠く十里（三九七ニ米）ばかりに亘り平時は僅かであるが霖雨になれば水は漲り、水音は高く汎溢して家屋を流し、田園は荒れその惨状は言語に絶する。これは堤防の卑弱によるものである。郡長（都守）橋本貞固が赴任してその災害に遭ひ深く慨歎した。本郡は土地肥沃で農産物は豊富であるが、洪水のために甚だしく損害を蒙つてゐるので深く憂へ何とか改善せねばならぬと思ひ足守川堤防改修の議を起した。任民は毎年水禍に苦んでゐるので賀陽、窪屋の郡長と各村の戸長に謀り当局に要請した。都守廿二村、賀陽七村、窪屋二村が聯合して開かれ合議の結果即決した。よつて都守郡役所（徳徳寺にあつた）が工事を管理した。工事には堤防を葺き雑木を悉く除き、石がきを築き土砂を運搬して堅牢に改修を終つた。延長五里（一五六三六米）に及び、一望にして任民の家屋が田圃に改まつた。この工事は三ヶ月を要し費用は金壹萬四千円を要した。地方費五千円を除く外は皆関係諸村の負担である。さきの卑弱な堤防は牢固となり任民の生命財産の保安を要するに至つた。これは郡長の奮闘によるものである。郡の任民はこの事業が久しく埋没してゐることを慮り記念碑を立ててこれを録するに當つて余に銘を請うた。余は治水の功績の盛大なることに感し辞することは出来ず欣んで應じたのである。

銘にいうとは前書にその状態を詳しく述べ、更に四字を綴つて何句かにゆけしめくくりをしたものである。墓地の碑文などによく見られるもので、生前の畧歴を記して終りにその人の功績を稱賛した詩文である。

手書は衣服をかみげて浅い瀬を渡る程度であるが、洪水になると即までに達する。これは堤防の堅固でないからである。任民は常に災害を憂へ、この危慮を心配していたがここに新しく堤防の修理は終へ、めぐみは長くうらおい足守川の流れは遠く続くことであらう。



高千代にある千代高の上部に刻んである千代高の筆になる篆字である。



明治初年の大水害は高梁川、足守川、瀬川の三川が汎溢し、いまの庄村から吉備町一帯にかけて低地のため水面化し、是れに足守川の水が送流して数日間は洪水せずその被害は甚大なものであつたといふ。

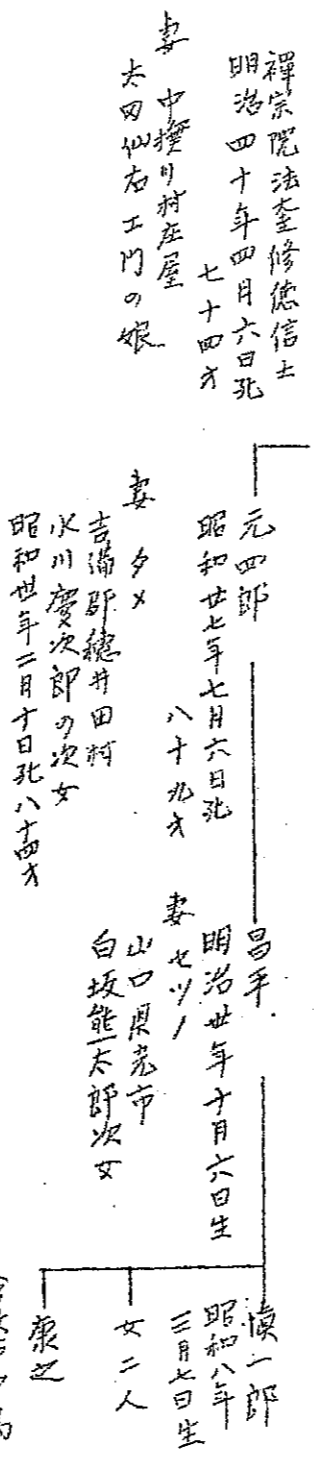
○ 千代高は明治十七年十二月廿二日岡山県令となり、同廿七年九月十九日まで九年十月知事を勤めた（県令は明治十九年七月十九日に県知事に名が替つた）

多田有一は号を松莊、名は義康といふ。有一は通稱である。都窪郡庄村矢部八五番地（矢部橋の西詰）の多田平左エ門の長男にして、幼時から学を好み大飼松窓の門に入り漢学を修めた。大養未堂、松岡世平水などは学友であつた。書道に勝る地方ではその筆跡になる掛軸や額を有するものがある。後樂園の鶴鳴館に懸けられている有名な後楽

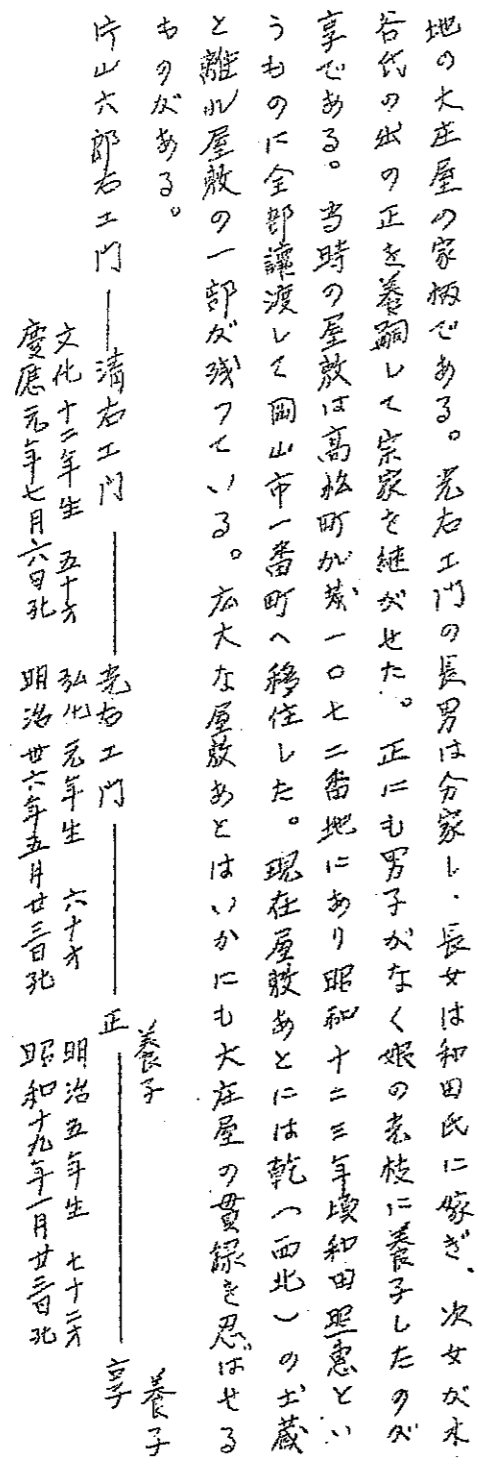
園之記は定に松莊の筆になるものである。永く岡山県方に勤務し、明治廿年二月十八日六十二歳に岡山市南方の寓居に没した。この碑は五十一歳の筆である。松莊の子を持太郎という。その子輝太郎の時居宅を石原源十郎に譲りアメリカに渡り、年老いて帰回レ山手村新在下に住していたが、昭和四十年一月八十一歳の夭折を全うして死去した。妻もなく子もなく多田家は絶嗣したという。(石原氏は庭瀬の出身にして、田幕時代は屋号を中屋といひ、代々叔倉氏の御用を勤めた商人である。現在石原氏は源十郎の嫡子八九次の長男昭和六年生此の標が当主である)

△○ 當時の戸長畧系
 林氏は矢尾(早島町)に住レ代々早島領主戸川氏に住へた庄屋の家筋である。明治二年豊藩台林 庫夫は庄屋(里長)を辞しく下極川村の戸長を拝命レ後、懐七郎と改めた。その子元四郎は先祖から傳ゆる田畑十六町歩の土地を所有してしたが、妻の室家水川氏は酒造業を営んでいたが、事業に失敗し多額の負債を生じたので、元四郎はその保証人となり莫大の損害を受け、田畑の大部分を売り拂った。当時一段歩が七十円位であつたという。元四郎はこの損失から身を持たずれたようになり、遊里に出入するようになり、時には芸者を師匠に招いて豪遊を極めついに財産を倒盡したという。その子昌平は岡山市に移り、いまの関西高等学校の前身中學校に教鞭をとり、現在清心學中である。元四郎の兄の圓平は母方の中極川庄屋太田氏に男子がなかつたので、太田家の後目相続になつたのである。

林 懐七郎 庫夫 ——— 圓平 太田家を嗣ぐ



△ 片山光右エ門は吉備郡加茂村(高松町)の人で、この碑は光右エ門の四十三才の時である。父を清右エ門といひ、代々この地の大庄屋の家柄である。光右エ門の長男は分家し、長女は和田氏に嫁ぎ、次女が水谷氏の出の正を養嗣して宗家を継がせた。正にも男子がなく娘の老枝に養子したのが享心である。當時の屋敷は高松町加茂一〇七二番地にあり昭和十二三年昭和四思恵といふものに全部譲渡して岡山市一番町へ移住した。現在屋敷あとは乾(西北)の土蔵と離れ屋敷の一部が残つてゐる。大きな屋敷あとはいかに大庄屋の貴族を思はせるものがある。



△ 片山家累代の墓所は加茂の日蓮宗都守山宗蓮寺にある。

- 自然院常勤日正居士
- 山田村(福田村)岡 仙三郎嫁 文化九年申九月十一日 二十一才
- 唯性院妙達日持大師
- 桂川遊波童右エ門娘 嘉永五生子 正月十七日六十一才卒
- 蒼雲院妙蓮日遊大師

二、智光院本良日好居士

慈光院妙本日善大姉

(二年)

(在屋)

(六年)

此山清右工門請正敬天保辛卯年甫十七命為里正事之事務頗能理以故嘉永癸丑進
為大保正後管轄交鈔之事理調有補益更進為無格賜亦後回也其為人聰敏明斷能屬
事而成功其方可知也

慶應紀元乙丑秋七月六日以疾卒享年五十有一卒之日人皆愛惜之

三、靈峰院松園自栖居士

鶴林院妙栖日遊大姉 御津郡芳田村大字當新田伏見常三郎次女俗名此山 里

居請正德此山氏稱老右工門襲父為里正維新後為郡吏又為郡會議員為人嚴正周密所任
種取屢蒙賞賜又好風流最嗜花愛歲々養數百種君精吏事而及風流宣傳也明治廿六年五
月廿三日没享年六十 父正敬母此山氏配必見氏有一男二女男有故別戶養和田某配長
女分産養本宮正配波女嗣家

四、鶴峰院頭徳日正居士 昭和十九年一月廿三日卒享年七十二才 (此山 正)

鶴林院妙静日玉大姉 昭和十五年八月二日卒 妻 貞 享年六十二才

△ 平松明治はもと下庄村(庄村)の庄屋平松一之助の嫡子である。旧領は倉敷天領地に
屬し、代官大竹佐馬太郎に仕へた家筋である。備中村鑑に、「下庄村九百四十六石五斗
七升平松一之助」と載つてゐる。廢藩后村制改革で下庄、栗坂、放島、上末地龜の
戸長になつた人である。現在孫にあたる雪郎は京都大学を卒へて日立製作所に永く技
師として勤務し退職後は京都に居を構へてゐるといふ。

△ 田原教夫とは他人の手に移り、家屋も朽壞したつて全部取毀されしめた。

平松一之助 明治 頭照院義諦明道居士 大東院清心慶道居士 雪郎(当主)

靈山院松翠一之居士 明治廿二年五月廿日北 昭和十四年四月廿九日北 住京都

元治元年五月七日北 明治廿二年五月廿日北 昭和十四年四月廿九日北 六十九才

△ 内田泰造の父は山北(庄村)の庄屋内田光三郎といふ。

明治以後の村制改革によつて山北、二子、西尾、日畑、矢部、の五ヶ村の戸長に就任し
村政に盡した。この碑は泰造が三十五歳の時である。泰造の嫡子を彌太郎といふ彌太
郎は岡山県會議員に選ばれ、ついで県會議長に就任した人である。彌太郎の子を善助
といふ。現当主で時の庄村の村長を長く勤め、いまは隠居して山北五三ニ番地に住し
養鶏に従事してゐる。もとの邸宅はいまの住宅より西隣にあり広大な屋敷であつたが
不幸火災にあつて全焼し僅かに表門、長屋を残してゐるのみ。現住宅は昔の隠居所で
ある。

内田光三郎 泰造 彌太郎 善助(当主)

惟徳院功崇日宣居士 六十九才 昭道院義徹日信居士 六十六才 明治廿五年 三月一日生

大正九年九月十九日北 昭和八年九月十六日北

建築業

設計施工

会社有限 取締役社長 所司利男

所司組

吉備町下撫川

吉備局 電 29.30

車 修理 自 轉 車 販 賣

高山自転車商会

庭瀬駅前通り

吉備局電二二八番